

社会福祉法人秋穂福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人秋穂福祉会（以下、「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 当法人の理事および監事には、定款第21条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(改廃)

第3条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規則は、令和3年6月25日から施行する。

令和7年6月21日 改定